



国民年金

問合せ 市民生活課国民年金係 TEL72-1111 内線145

◎国民年金保険料は 口座振替前納がお得

■口座振替でまとめて前納(前払い)することで、半年間で1,000円の割引。

○ 毎月定額納付で半年間納付
14,660円×6ヶ月＝87,960円

○ 口座振替で半年前納
86,960円

割引額：87,960円-86,960円
=1,000円

下期半年分(10月分～翌年3月分)の口座振替前納をご希望の際は8月末までに鹿児島南社会保険事務所または市民生活課国民年金係に預金通帳と届出印をご持参ください。

- 届け出及び未支給年金の請求に必要な書類
- 亡くなられた方の年金証書
- 亡くなられた方と請求者の続柄が確認できる戸籍謄本
- 請求者の住民票
- 死亡した方の住民票除票
- 請求者名義の銀行等の通帳
- みこめ印
- ※亡くなられた方と請求する方が別世帯のとき
- 生計同一証明書

健康カレンダー



問合せ 健康センター TEL72-7176

7月10日～8月9日

日曜	行 事	時 間	会 場
7月			
8 水	男性料理チャレンジ教室	11:00～12:30	健康センター
13 月	初妊婦講座	受付9:20～11:30終了	〃
14 火	乳児健診(3～4か月児)	受付13:00～13:30	〃
16 木	子育てサロン	10:00～11:40	〃
21 火	母子健康手帳交付・育児相談	受付9:00～11:30	〃
22 水	乳児健診(6～7か月児)	受付13:00～13:30	〃
23 木	1歳6～7か月児健診	受付13:00～13:30	〃
27 月	複合健診	受付8:00～9:00	金山小学校
28・火～30・木	複合健診	受付8:00～9:00	別府中学校
8月			
3 月	母子健康手帳交付・育児相談	受付9:00～11:30	健康センター
4 火	3歳児健診	受付13:00～13:30	〃

◎新型インフルエンザ 電話相談窓口

加世田保健所 TEL53-2315 / 市健康センター TEL72-7176

■市ホームページの子どもカレンダーをご存知ですか

健康カレンダー内容、子ども体験活動などを紹介。(トップページ)→(くらしの情報)→(その他・子どもカレンダー)



消費生活×モ

消費生活相談室 TEL72-1111 内線329

細工して通話不能に！電話機の悪質な訪問販売

▼「N.T.T.の者ですが、こちらから電話をしても通じないので確認に来ました」と言って作業服姿の男が訪問。「さっきまで通話できていたのに」と不審に思いついたのに「電話をかけてみたらかからなかった。」「電話機が故障しているので交換する」と言われ、この場で四万七千円を支払って電話機を購入した。契約書は渡されず、領収書には社名や連絡先が書かれていないのでクーリング・オフの手続きができません。

他県であった事例ですがとても悪質なものです。屋外に設置した保安器の内部に細工をして、通話が出来ない状態にしたうえでN.T.T.を装い「電話が通じない」「電話機が故障している」などと言って訪問し不要な電話機を買わせる手口です。

その場で契約や支払いはず、自分が契約している電話会社に確認しましょう。この事例のように契約書ももらわず、支払いをしまい、相手会社の住所氏名もわからずと無条件解約(クーリング・オフ)もできません。泣き寝入り(見守り新鮮情報より)



人のうごき

平成21年6月1日現在

男性 11,233人 (-12)

女性 13,190人 (-8)

合計 24,423人 (-20)

世帯 11,158世帯 (-2)

()内は前月との比較

年金を受けていた方が亡くなったら

▼年金を受けていた人が亡くなられたときは、年金の受給を停止する手続きが必要です。また、年金は亡くなられた月の分まで支給されることになっていますが、死亡により本人が受け取ることができない年金は、生計を同じっていた一定範囲の遺族のいずれかの方が請求することが出来ます。これを「未支給年金の請求」といいます。

- ※一定範囲のご遺族の方の範囲と順位は次のとおりです。
- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

※過払いとなった年金は、後日国へ返還することとなります。ごお早めにお手続きください。

◎届け出及び未支給年金の請求に必要な書類

- 亡くなられた方の年金証書
- 亡くなられた方と請求者の続柄が確認できる戸籍謄本
- 請求者の住民票
- 死亡した方の住民票除票
- 請求者名義の銀行等の通帳
- みこめ印
- ※亡くなられた方と請求する方が別世帯のとき
- 生計同一証明書

市民協働だより No.17

キョードへの扉

■まちづくり、地域づくりのために役割と責任を持った活動を行っている団体等のほか、市民協働に関する取り組みなどを紹介しています。

★高齢者や障がい者の気持ちになって ～ボランティア研修会「車椅子の扱い方研修」

■市役所で働く職員等を対象に、身近な介護として車椅子の扱いについての知識を習得する研修会を業務終了後に実施しました。これは、これからの高齢社会により、市職員等も家庭や地域、業務において身体の不自由な方と接する機会が多くなることから行ったものです。

講師は、現在、地域包括支援センターに勤務されている介護福祉士の前山聡宏さんです。

車椅子の各部の名称や広げ方、たたみ方、動きなどの基本から階段や坂道での補助方法、市役所内での危険箇所や注意が必要な場所、選挙事務で使用する体育館や公民館等での注意事項など住民サービス向上につながる説明までしていただきました。さら

に、実際に市役所内を車椅子に乗り体験をしました。

普段、何気なく車椅子姿の方やそれを補助する方を見るだけでは簡単に見える操作も、実際には細心の気づかい、心づかいが必要であることを学んだ研修でした。このような知識や技術は、日常でも役立つものです。地域や職場、グループにおいても、ちょっとした研修として行ってみるのも面白いと思います。



▲熱心に聞き入る職員

■問合せ
企画調整課市民協働係 TEL72-1111 内線460